

断水時にも球形内に きれいな水を確保

災害用給水タンク(貯水機能付給水管)は、平時は通常の給水管ですが、地震等の災害時に水道本管が断水したときは、タンク容量分の4立方m(2ℓのペットボトル2000本分)の水道水が確保され、非常用の飲料水を提供することができます。



熊本市上下水道局前に設置された
災害用給水タンク

現在、熊本市内の小中学校に36基設置されていますが、一部を応急給水用として仮設蛇口の接続ができるよう改良工事を行っています。また、上下水道局の前にも容量6立方mの給水タンクが設置されています。

マンホールから直接流す トイレを整備

上下水道局では、避難所を対象にマンホールトイレの整備を行っています。マンホールトイレとは、地震災害時ににおいて、熊本市が管理するマンホールの直上にトイレ及び仕切り施設等(テント等)の上部構造物を組み立て、下水道に直接流すことができる施設です。マンホールトイレを利用することで、汲み取りの必要がないトイレを災害時に使用することができます。車いす用のマンホールトイレも整備しています。



市内の小・中学校および防災拠点のうち、下水道区域内にある学校施設を対象に平成32年(2020年)までに48施設(240基)の整備を予定しています



みんなで考えてみましょう 私たちにできる備え

断水時に備え、 水の備蓄をしましよう

人が生きるために、1日当たり3ℓの飲料水が必要であるとされています。水が出なくなったときのために、ご家庭での飲料水の備蓄をおおすすめします。

飲料水として備蓄する量は、

1日3ℓ×家族の人数×3日分が目安です。

また、災害直後は、お風呂の残り湯も役立ちます。普段から溜め置きをしておくと、断水時のトイレの水などに役立ちます。



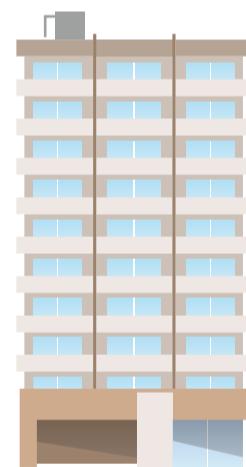
家族4人の場合…

1日 3ℓ×4人×3日=36ℓ
の水を準備しておきましょう



停電が発生すると 水はどうなる?

マンションやビルなどの建物では、各部屋に水を送るポンプが設置されており、停電によりポンプが停止することがあります。ポンプが停止すると、災害による水道施設への被害の有無にかかわらず、また水道施設の復旧が完了した地域でも、マンション等の高層建築物では、近所では水が出ていても建物内では水が出なくなります。日頃から非常用の水を備蓄しておきましょう。マンション等の1階には地下の水道本管に直結した水栓があるので、停電でポンプが止まっている間もそこから給水ができます。



新生活スタート！上下水道の手続きもお忘れなく！

「上下水道の使用をやめる」手続き

引っ越しの4~5日前までに、水道等ご使用量のお知らせや水道料金等領収書に記載してある「水せん番号CD」、「引っ越し日(使用中止予定日)」、「引っ越し先の住所」、「支払方法」などを料金課へご連絡ください。

熊本市の水道料金等は、実際にご使用された期間の約2ヵ月後に請求を行っています。引っ越しなどで精算を行う場合は、未請求分をまとめて請求しますので、通常の2~3ヵ月分となります。

●連絡先／料金課お客さまセンター TEL 096(381)1118

「上下水道の使用を始める」手続き

熊本市内にお引っ越しされる場合は、転居先の玄関等にある青いビニール袋の中の「上下水道使用申込書」に必要事項を記入の上、同封の返信用封筒でご返送ください。

水道料金等の支払いには口座振替が便利です

- インターネットからでも口座振替の申込ができます。

詳しくは [熊本市上下水道局 Web口座](#) [検索]



熊本市内間で転居される方は、口座の引き継ぎが可能です

料金課お客さまセンターへお電話していただくか、インターネット受け付けをご利用ください。

※インターネットでお申込みの場合は通信欄にその旨をご記入ください。

井戸水等を使用している皆さんへ

井戸水等分の下水道使用料をお支払いのお客様(井戸水等のメーター設置がない場合のみ)で使用人数・用途が変更になった場合も届け出が必要です。

熊本市上下水道局では、口座振替領収証の発行省略による郵送費用の節減に取り組んでいます。